

尼崎の森中央緑地基本計画

- 概要版 -

平成16年1月

兵 庫 県

尼崎の森中央緑地基本計画（概要版）



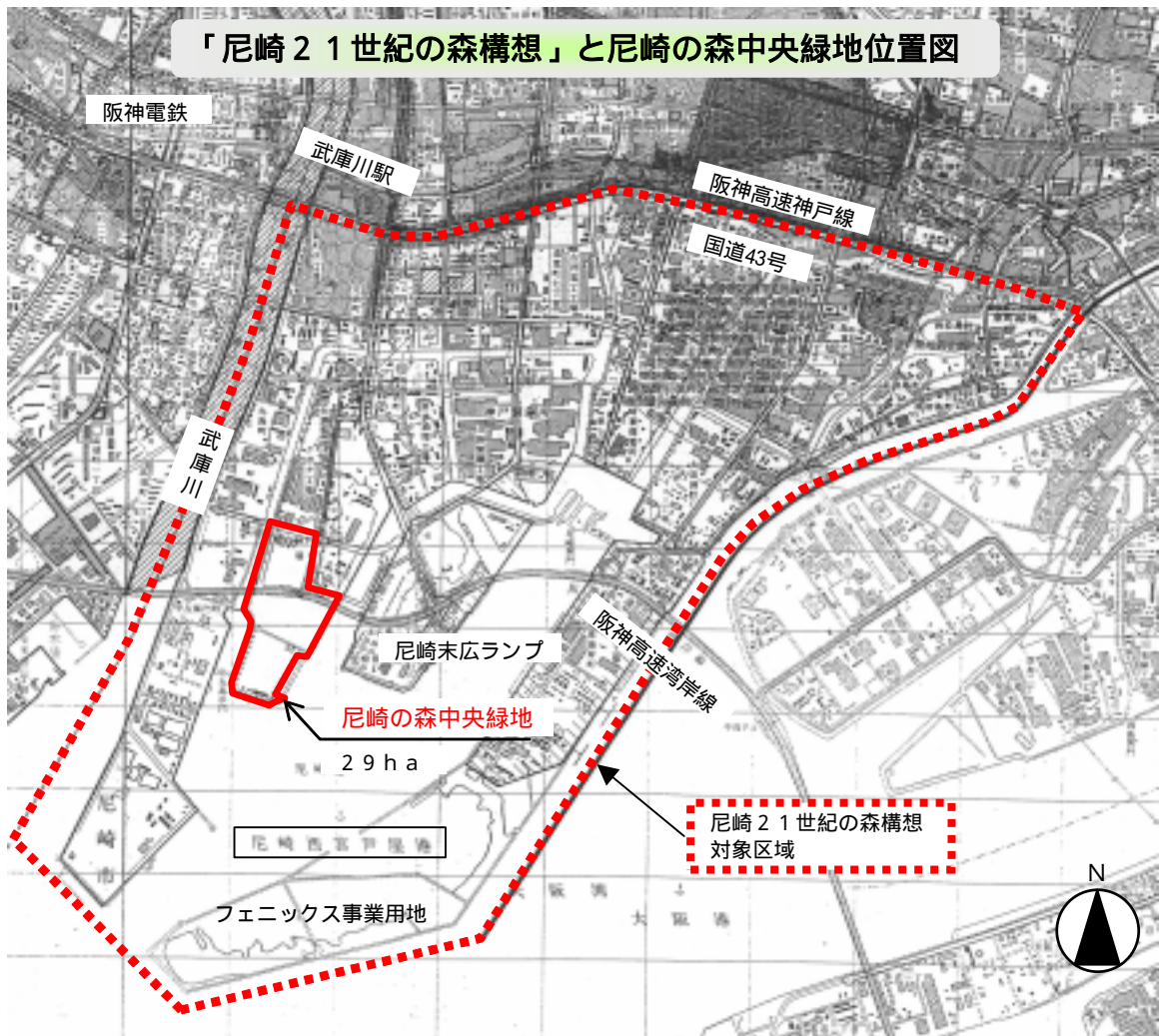
目 次

1 .	はじめに.....	1
2 .	基本理念・基本方針.....	2
3 .	基本計画.....	3
(1)	森づくりの基本的な考え方.....	3
(2)	ゾーニングと導入施設.....	4
(3)	植栽計画.....	5
(4)	環境の保全・創出.....	7
(5)	森づくり管理運営計画.....	7
(6)	整備イメージ.....	8

1. はじめに

県では「尼崎21世紀の森構想」を策定し、実現に向けて取り組んでいます。これは、尼崎臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生するため、人々の暮らしに、ゆとりとうるおいをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、環境共生型のまちづくりをめざすものです。

構想の対象地域は、1,000haと広大なため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」を最も演出できるエリアとして、まず「尼崎の森中央緑地」(約29ha)の整備を進めていきます。その全体像を明らかにするため、基本計画を策定しました。



2. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

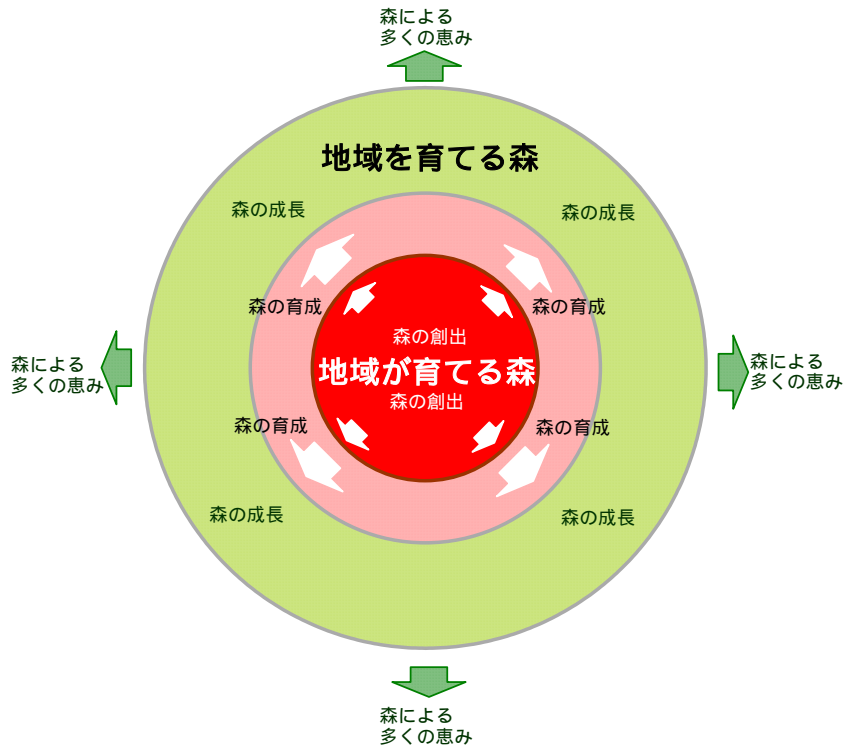
『地域を育てる森づくり』

尼崎の森中央緑地は、参画と協働により『地域が育てる森』を形成し、海に面した立地を生かして、失われた自然環境を回復、育成するとともに、大阪湾臨海部と内陸部の自然環境を結びつける結節点とし、大阪湾バイエリアでの自然環境の広域拠点となることを目標にする。

そして、この「森」は、『地域が育てる森』から、地域の人々が自然の多くの恵みを楽しむ『地域を育てる森』へと成長し、臨海地域の都市の再生を先導する森となることをめざす。

尼崎の再生に向けて、
「地域が育てる森」を越えて「地域を育てる森」をめざす

尼崎の森中央緑地の概念 地域を育てる森



(2) 基本方針

参画・協働による森づくり

- ・参画と協働の森づくり
- ・自然環境学習の体制づくり
- ・健康・文化増進体制づくり

自然を育む

- ・生物多様性保全の場の創出
- ・美しい自然景観の創出
- ・環境への負荷の軽減

交流・憩い

- ・文化・交流の空間
- ・人と自然のふれあい空間
- ・自然環境学習の展開
- ・健康・活動空間
- ・避難・防災活動拠点の空間

3. 基本計画

(1) 森づくりの基本的な考え方

「自然を育む」多様性に富んだ森をつくり、「交流・憩い」の場を出現させるためには、「森」と「人」との関係について再考し、現在失われつつある「森」と「人」との関係を再構築することが重要である。これにより、「地域が育てる森」がやがて様々な森の恵みによって「地域を育てる森」へと成長していくことを期待する。

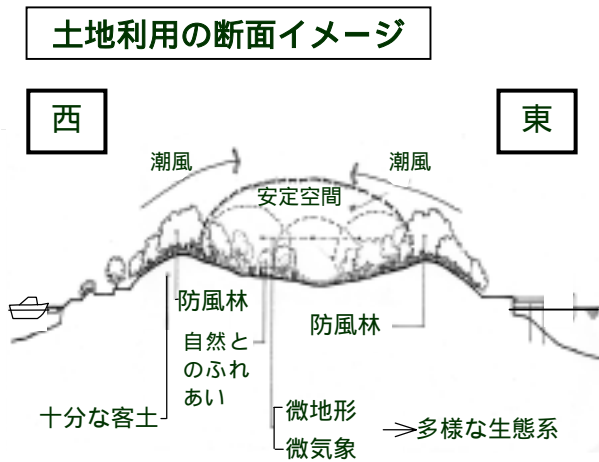
【目標とする森の姿】

森をつくりあげる実験の場、実践の場

1. 地域の原生的自然である照葉樹林
2. 適切な維持管理により四季折々の自然が楽しめる落葉広葉樹林
3. 散策やレクリエーション等ができる開放的で明るい疎林

【安定空間の形成】

環境の構造をつくり、安定空間を形成しながら段階的な整備を行う

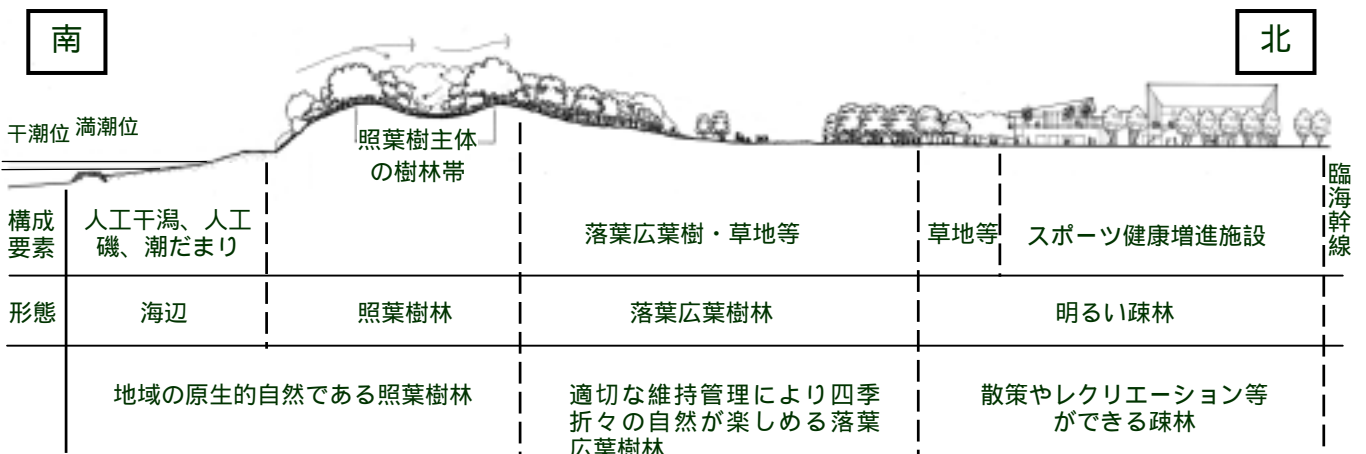


【交流・憩いの場の形成】

尼崎の森中央緑地を“自然体験・環境学習・健康増進型の森”とする。



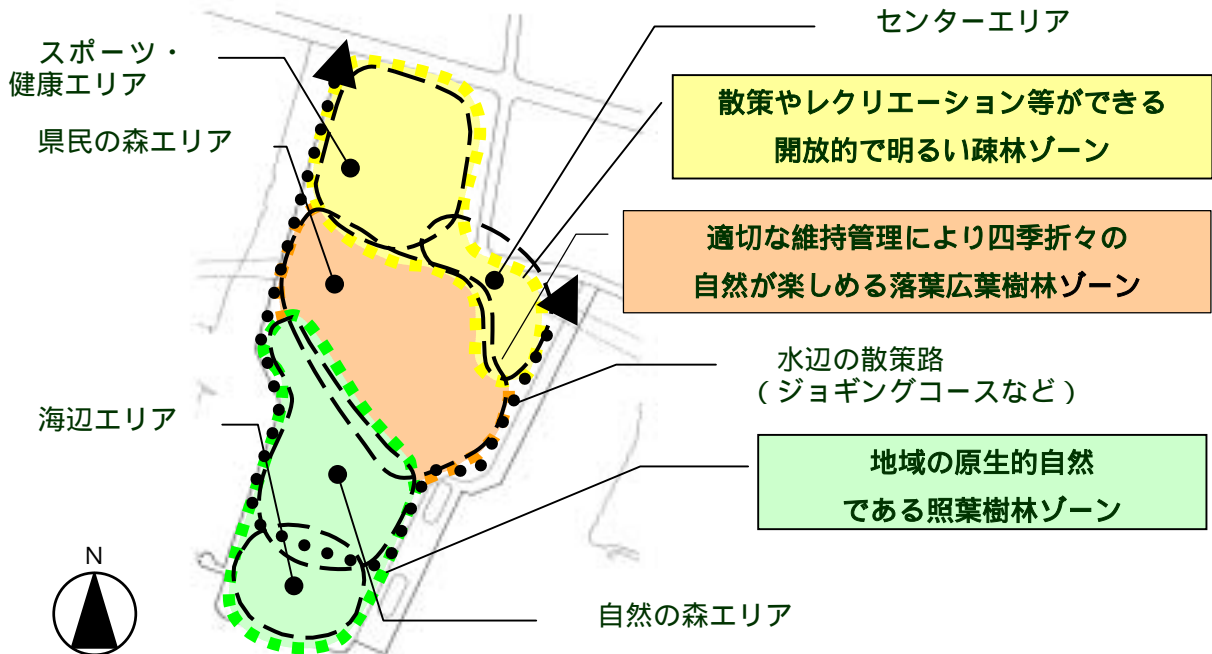
尼崎の森中央緑地活動イメージ



(2) ゾーニングと導入施設

【ゾーニング】

尼崎の森中央緑地の森づくりの基本的な考え方は、前段で揚げた「目標とする森の姿」に示す三つの森で構成することとし、前ページの土地利用の考え方に基づくとともに、それぞれの森の性格や利用の違いに応じた空間構成を行う。



【導入施設】

スポーツ・健康エリア

主要導入施設：スポーツ健康増進施設(プール、屋外施設等)、水辺の散策路(ジョギングコースなど)

センターエリア

主要導入施設：エントランス広場、多目的広場(パークヒル・防災避難地)、駐車場、管理施設等、草地、水辺の散策路

県民の森エリア

主要導入施設：野外活動用地、森づくりワークショップ広場、環境学習基地、県民の森づくり実験林、自然育成基地、倉庫、多目的広場(防災避難地、臨時駐車場)、水辺の散策路、雨水池

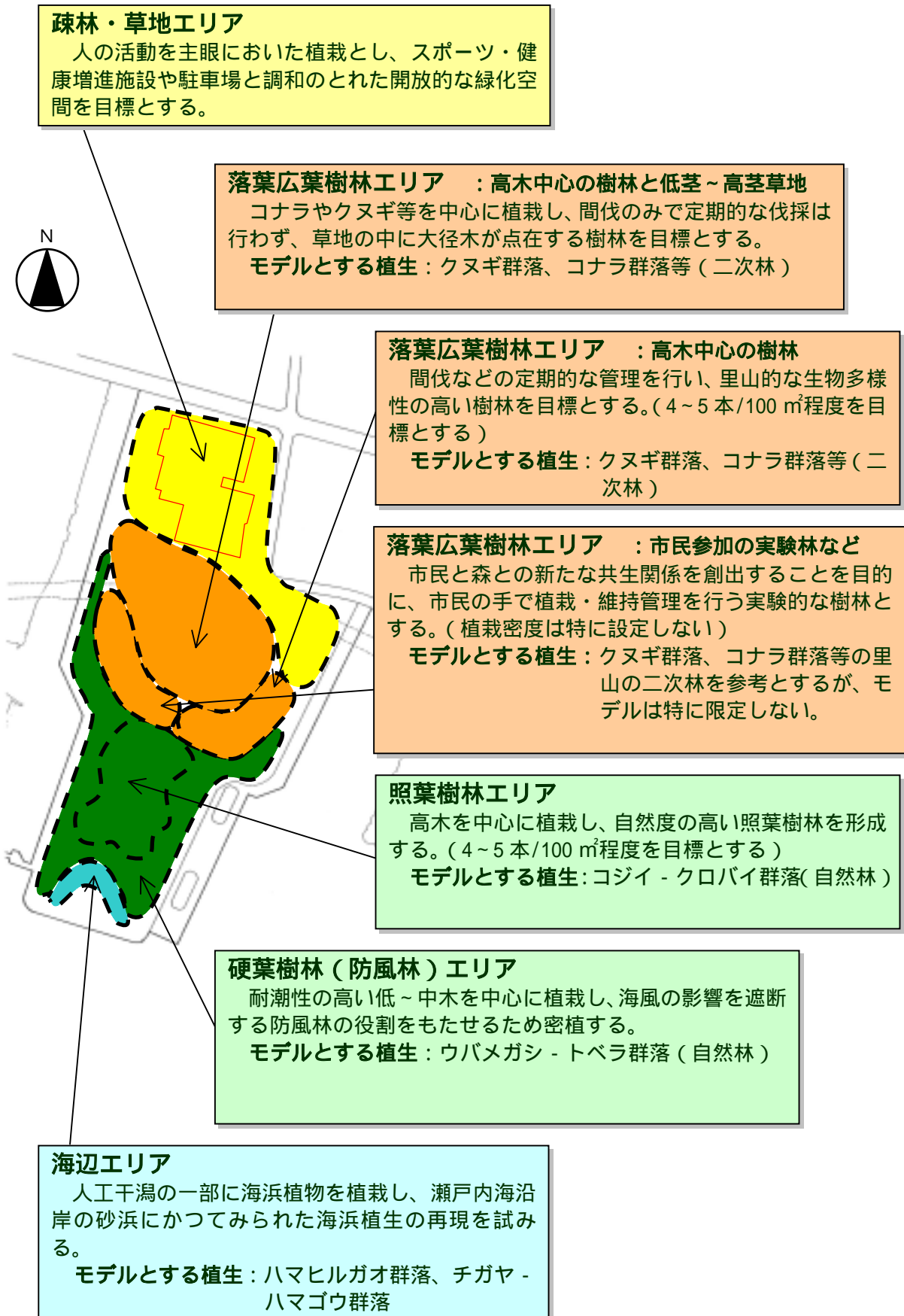
自然の森エリア

主要導入施設：自然観察路、樹冠ウォーク、水辺の散策路

海辺エリア

主要導入施設：人工干潟、人工磯、野鳥観察、海浜植生、水辺の散策路

(3) 植栽計画



植栽密度についてはあくまで目安であり、今後学識者などの意見を踏まえて検討していく。

【落葉広葉樹林のイメージ】



【照葉樹林のイメージ】



【海辺エリアのイメージ】



(4) 環境の保全・創出

【生物多様性に富んだ環境の創出】

- ・生物多様性に富んだ森を創出するため、照葉樹林を育てるなど、様々な環境づくりに配慮する。
- ・海浜部で多様な生物が生息できる環境づくりを試み、海の再生に取り組む。

【景観からの配慮事項】

- ・創出する森の内からは起伏や林縁植生等により周辺の工場などが極力感じられないよう工夫する。
- ・森らしさ、森の存在感を表出する将来的な緑量の確保に努める。
- ・屋上緑化、壁面緑化などを図る。

【環境負荷の低減】

地域内資源の活用

水循環

- ・自然の水循環に考慮した天水池の設置を図る。
- ・浸透しきれない表面排水については、雨水池等により散水などへの利用を考える。

木質系資源の循環

- ・間伐材の燃料利用、落ち葉の肥料利用、エコスタック（＝小動物の隠れ場所となる石積みや丸太積み）の配置）としての利用などのリユース・リサイクル（資源循環）を基本とする。

自然エネルギーの活用

- ・太陽光や風力を利用した発電施設の設置によるエネルギー自給率の増加を目指した整備を目指す。

【その他】

- ・根株を植栽材料の一部として有効利用し、早期に樹林化したい部分について積極的に導入する。

(5) 森づくり管理運営計画

県民と行政とがひとつになって森の管理運営を進めていくために

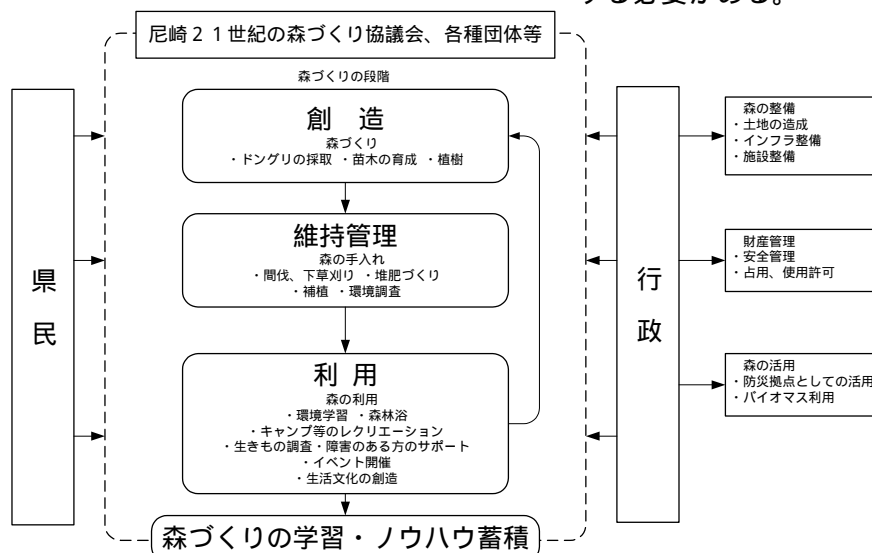
県民と行政とが互いに協力しながら森を育て、末永く森の恵みを受け続けるために、長期的に維持可能な管理運営システムを作り上げていく必要がある。

以下に示す概念図のように、県民ならびに行政が互いに「創造」、「維持管理」、「利用」の過程を経て森づくりを学習するとともにノウハウを蓄積し、それを生かしながら管理運営を行っていく。

また、「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」や各種団体が県民と行政をつなぐ役割を担い、新たな森の創造や他の森との連携を図っていくための活動主体となっていく必要がある。

障害のある方、高齢者、子供たちも「創造」「維持管理」「利用」の過程において積極的に参画・協働できるよう、ユニバーサルデザインの導入や設備の充実だけでなく、障害のある方等をサポートできるような人材を配置することが大切だと思われる。

さらに、安全・安心な森空間とするため、人による巡回だけではなく、防犯機器による総合的な安全管理にも配慮するとともに、津波のおそれがある時など非常時に避難誘導體制を確立する必要がある。



森づくり管理運営計画の概念図

(6) 整備イメージ

